

## 「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」 運營業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、蓄電池や水素・燃料電池分野の新たなビジネス展開や関連企業等の集積など、関連産業の振興を目的に「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※ 本事業は「平成28年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみななければ、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

### 1 業務名

「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」運營業務

#### (1) 事業の趣旨・目的

大阪では、咲洲地区（大阪市住之江区）でのNLAB（大型蓄電池システム試験・評価施設）の整備をはじめ、関西国際空港水素グリッドプロジェクト、水素ステーション整備、スマートコミュニティ等の取り組みが進められています。

大阪におけるこうした取り組みを国内、世界に向けて発信するとともに、国内外のキーパーソンによる講演を通じ、最新の技術動向・市場動向等を企業の経営層や技術開発責任者に認識してもらうため、平成28年秋に「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」（以下「カンファレンス」という。）を開催します。

本カンファレンスの開催を契機に、大阪でのビジネス展開や企業等の立地を促進し、電池関連産業の振興を図ります。

#### (2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

23,000,000円（税込）

### 2 スケジュール

平成28年2月18日（木）	公募開始
平成28年2月23日（火）	説明会開催
平成28年3月4日（金）	質問受付締切
平成28年3月18日（金）	応募書類提出締切
平成28年3月28日（月）	選定委員会
平成28年4月初旬	契約締結・事業開始
平成28年9月30日（金）	事業終了

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のア・イのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)アに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)アに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成28年2月18日(木)から平成28年3月18日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課調整グループ  
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階  
電話番号：06-6210-9295

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、新エネルギー産業課ホームページ  
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/conference/index.html>)からダウンロードできます。  
(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成28年3月11日(金)から平成28年3月18日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。  
(提出時に添付書類等を確認させていただくため、郵送での受付はしておりません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1: 正本1部、副本7部)

イ 企画提案書(様式2: 正本1部、副本7部)

ウ 応募金額提案書(様式3: 正本1部、副本7部)

エ 業務実績申告書(様式4: 正本1部、副本7部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5: 1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6: 1部)

③ 委任状(様式7: 1部)

④ 使用印鑑届(様式8: 1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9: 1部)

【添付書類】

ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

イ 法人登記簿謄本(1部)

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

ウ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近3カ年のもの）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」運営業務提案書  
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会

(1) 開催日時

平成28年2月23日（火） 午後2時から3時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎23階・中会議室（住所：大阪市住之江区南港北1-14-16）

(3) 申込方法

（メール、FAX など）

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

(4) 説明会の申込期限

平成 28 年 2 月 22 日（月） 正午まで

■最寄駅

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約 8 分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATC ビル直結



6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成 28 年 3 月 4 日（金） 正午まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は新エネルギー産業課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/conference/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。（※実施基準 8 (5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的達成のための基本的な考え方など (別紙仕様書5(1)参照)	①本事業の事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。 ②カンファレンス運営費の積算に妥当性があり、経費を抑えるなどの工夫がなされているか。 また、カンファレンス開催までの業務推進体制や当日の人員体制等が適当かどうか。	15点
カンファレンスの参加者確保(海外含む)方策について (別紙仕様書5(2)参照)	①カンファレンスの集客を確保するため、国内はもとより、海外からも集客が見込める具体的な告知方策が示されているか。 ②参加者の募集方法が妥当な提案になっているか。	20点
参加者の満足度向上に資するプログラム進行などについて (別紙仕様書5(3)参照)	①カンファレンスの3日間及び分科会におけるストーリーが魅力的で参加者の関心を引く内容となっているか。 また、講演内容(仮題)に対する有益なアイデアの提案がなされているか。	10点
	②エクスカージョンツアーが円滑に実施される提案になっているか。 ③ネットワークミーティングが大阪のプレゼンスの発信に相応しい提案になっているか。 ④府と参加者とのネットワーク形成つながら、適切な提案になっているか。	15点
提案事業者の有するノウハウ、強みについて (別紙仕様書5(4)参照)	①類似の国際会議運営実績(過去3年)の有無 ②本事業受託にあたっての強み(専門知識を有するスタッフの有無など)が提案されているか	20点
価格点	価格点の算定式 満点(20点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	20点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を新エネルギー産業課ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/conference/index.html>)において公表します。  
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

\* 品質点及価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募者と応募の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
 

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）が提出されたとき。
  - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

## 9 その他

応募にあたっては、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。